山江村農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年4月12日(火)午前8時55分から午前9時55分
- 2. 開催場所 山江村役場2階大会議室
- 3. 出席委員(13名) 農業委員 6名 推進委員 7名
- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第14号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第15号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 議第16号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程8 議第17号山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について
 - 日程9 議第18号土地改良事業参加資格交替の申出について
 - 日程10 その他
 - 日程11 今後の行事
 - 日程12 閉会
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長

事務局係長

7. 会議の概要

事務局長

それでは、ご起立願います。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和4年4月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

特にありませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

それでは、ないということですので次に移らせていただきます。日程 4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行 をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は4番農業委員、6番農業委員にお願いいたします。

議長

次に日程5、議第14号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第14号についてご説明いたします。総会資料の 1ページをご覧ください。議第14号「農地法第18条第6項の規定に よる賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施 行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通 知があったので承認を求める。令和4年4月12日提出、山江村農業委 員会会長。2ページと3ページが通知書と合意解約書の写しです。場所につきましては、(申請内容について説明)。以下、ご覧のとおりとなっておりまして計12筆、合計面積が9,442㎡です。4ページに地籍図を添付しておりますが、(申請地所在について説明)。解約の目的は、もともとですね、農業者年金の経営移譲として農地法3条での使用貸借契約を結んでいたものですが、今回農地バンクを介した契約にやり直すためとなっております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第14号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第14号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

はい。それでは議第15号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第15号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年4月12日提出、山江村農業委員会会長。6ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転申請書の内容でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっており、計

3筆、合計面積が 4,313 ㎡でございます。(申請内容について説明)。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。7ページが申請書の写し、8ページ・9ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては10ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当農業委員と担当推進委員と共に4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より 補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。4月4日午前9時50分より現地調査を行っております。立会いは譲渡人、譲受人、私と担当推進委員と事務局係長、5名で行っております。現地はですね、8ページの写真で言いますと(場所について説明)。現地は畑なんですが、木とか果樹を育てている場所であります。(譲受人について説明)。そこが、そういった場所を探しておられて、たまたま良い所を見つけられて契約が進んだというふうに聞いております。今後も木の苗を育てて販売をされる予定ということでした。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

扣当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑 に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

花木は、すぐに整地して苗ば植えなっとですか。

扣当農業委員

いえ、現状のままを活用してそこで花木を育てるというふうにおっしゃってました。整地とかはせずに。

扫当推進委員

いいですか。ようするに今、なってる地があるんですけど、それをポイントに、こういう花を育てる次の花は別の花を育てる、観光農園的なことを、今考えておられるということを聞いて、非常に女性らしい、女性らしいと言えば失礼かもしれんけど有意義のある活用だなと思います。

議長

今ある木は活用して。

担当推進委員

それはそのまま。そういうふうに生かして花をいろいろ育てて、そればまた出荷しやっとでしょうけど。なんか、そういうイメージがあられるんだなと思いました。すごいなと思いました。

議長

他に、ご意見ありませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。 議第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第15号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。それでは、議第16号についてご説明いたします。総会資料の 11ページをお開きください。議第16号「農地法第3条の規定による、 許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙 の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和4年4月1 2日提出、山江村農業委員会会長。12ページをお開きください。農地 法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可 を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなって おりまして、計25筆、合計面積が14,878 ㎡でございます。(申請内容 について説明)。経営計画等の内容につきましては記載のとおりとなっ ております。13ページ・14ページが申請書と土地明細の写し。15 ページから20ページに位置図及び主要な耕作地を抽出して撮影した 現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきま しては21ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査 につきましては申請者及び担当農業委員と担当推進委員と共に4月4 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。4月4日月曜日ですね、10時15 分より譲渡人、譲受人の方、担当推進委員、事務局係長そして私の5名 で行っております。(申請人について説明)。現在、登記をされていない 家庭が多いわけでございますけれども、土地を手放すこともできない、 また何人もの印鑑が必要だといった事をよく耳にします。といったこと で登記は大事と思いますので問題ないと思います。よろしくお願いいた します。以上です。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に 入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。 議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議がない 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第16号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8、議第17号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは議第17号についてご説明いたします。総会資料の22ページをお開きください。議第17号「山江村農用地利用集積計画(第3次)に対する意見決定について」令和4年山江村農用地利用集積計画(第3次)を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和4年4月12日山江村農業委員会会長。23ページ・24ページが意見書の写し。25ページが総括表となっております。26ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、賃借権の新規設定2件、使用貸借権の新規設定1件、使用貸借権の再設定が1件の合計4件で案件の総面積は35,266㎡です。27ページは農地バンクを介した農用地利用集積計画の一覧となっております。概要については以上です。

議長

はい。それでは事務局より概要の説明がありましたが、審議に入る前に農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件がございます。〇〇農業委員・〇〇推進委員が関係者となりますので、当該事案を含む3件の審議開始から終了まで、両委員の退席を求めます。

(○○農業委員·○○推進委員退席) 9時15分

議長

事務局より説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料の28ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。以上、2筆合計面積は2,488㎡でございます。期間は10年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。30ページから33ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては出し手の方、借り手候補者の方、担当農業委員の代理で〇〇農業委員、担当推進委員と共に4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、委員より補足説明 をお願いします。 〇〇農業委員

はい。4月4日午前9時より立会いを行っております。立会いには貸し手の方、借り手の方と農業推進委員、事務局係長、私の5名で行っております。1つ目はですね場所は30ページの写真で言いますと、真ん中に写っているのが万江川です。上にあるのが〇〇橋ですね。橋を渡って南の方に500メートルほど行った所の田んぼになります。以前から耕作をされてたんですが、今回は新しく公社を通しての契約で上がってきております。今後は、この方が耕作されるということです。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何か ありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

○○農業委員より、もう1つ説明をお願いします。

〇〇農業委員

すみません。2つ目がですね、場所はページで言いますと32ページ、(場所について説明)。ここも以前から借り手の方がそこで契約をされてたんですが、今回は公社を通しての契約ということで上がってきております。今後5年間は耕作をされるということです。以上です。

議長

この件に関して担当推進委員から何か説明はありませんか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に 入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。 新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分につきましては、原案の とおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件5筆分及び使用貸借権の新規設定 1件7筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件5筆分及び使用貸借権の新規設定1件7筆分についてご説明いたします。総会資料の34ページをご覧ください。賃借権と使用貸借権の設定に係る申請でございます。(申請人について説明)。35ページをご覧ください。利用権を設定する土地の字、地番、地目、面積等についてはご覧のとおりとなっておりまして、計12筆、合計面積が9,442㎡でございます。そのうち、一番左側の項番の1~3及び11、12は賃借権の設定となっておりまして、借り手候補者は地元の農地利用適格法人でございます。項番4~10は使用貸借権となっておりまして、借り手候補者は〇〇区の方です。期間はすべて10年で賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。36ページから39ページまでに地籍図、現況写真を添付しておりますが、現況写真については賃借権設定農地のみとしております。現地調査につきましては出し手、借り手候補者の方、担当委員の代理で〇〇農業委員と担当推進委員と共に4月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、〇〇農業委員より 補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

はい。4月4日午前9時15分より立会いを行っております。立会いは貸し手の方、借り手の方、担当推進委員、事務局係長、私の5名で行っております。この案件はですね、先ほど承認していただいた議第14号の案件であります。田んぼの方がですね〇〇への公社を通しての貸出し、あと畑というか、ここは栗園なんですけれども、ここは借り手の方、息子さんの方が使用されるということです。現地はですね写真を見ていただくと、きれいに耕作準備をされてますので、今後5年間は耕作され

ると考えております。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑 に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

使用貸借権の方の畑について、現状は。

〇〇農業委員

栗園です。山つきの栗園でした。

議長

推進委員の方から質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。 新規設定2件12筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたしま す。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定2件12筆分につきましては原案の とおり可決します。

(〇〇農業委員・〇〇推進委員着席) 9時26分

議長

続きまして、使用貸借権の再設定1件9筆分について事務局の説明を 求めます。

事務局係長

はい。それでは、再設定1件9筆分についてご説明いたします。総会 資料の40ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でござ います。(申請人について説明)。41ページをご覧ください。利用権を設定する土地の字、地番、地目、面積についてはご覧のとおりで計9筆。合計面積が23,336㎡です。期間は2年で賃借料の支払いにつきましては使用貸借のためありません。42ページから44ページまでに地籍図・現況写真を、45ページに調査書を添付しております。再設定分につきましては、現地立会いを行っておりませんが、事務局において現況確認を行っております。現地につきましては42ページ(申請地所在について説明)。現地はいずれも写真のとおり栗が植栽されており、適切に管理されておりました。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま す。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。 再設定1件9筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、再設定1件9筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。以上4件、全事案とも全員賛成となりましたので、 議第17号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

次に日程9、議第18号「土地改良事業参加資格交替の申し出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

はい。それでは議第18号についてご説明いたします。総会資料の46ページをお開きください。議第18号「土地改良事業参加資格交替の申出について」土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替の申出があったので意見を求める。令和4年4月12日提出、山江村農業委員会会長。47、48ページをお開きくださ

い。こちらが土地改良事業参加資格交替申出書となります。これは、農林水産省が行う国営川辺川総合土地改良事業の対象内の土地について、事業の参加資格を交替することを承諾いただきたく、土地改良法第3条第2項の規定により申し出があったものです。申し出の理由につきましては、事業参加資格について、土地の所有者と利用権に基づく耕作者双方による協議の結果、土地の所有者が事業参加資格者となったためでございます。この土地改良法第3条第2項と言いますのが、この耕作者、所有権者両方ともですね資格になるということですけれども、その資格を交替するにあたっては農業委員会に届けることになっています。したがいまして農業委員会は承認するか否かを決定したならば、遅滞なく承認する旨またはしない旨を公告し、申し出者には通知しなければならないとなっています。以上を踏まえたうえで審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま す。農業委員の方、何かございませんか。

〇〇推進委員

はい。

議長

〇〇推進委員。

〇〇推進委員

もういっちょの○○とか○○県て、こっちの地元の方じゃないんですね。

議長

事務局より。

事務局係長

先ほどの議第17号、利用権の再設定の中で出た農地が今回の申し出の対象となっておりますが、所有者の方はもともと、この近隣に住まわれていたんですが、今はよそに出られておりまして、近場の、近くと言いましても〇〇の方ですが、ご親族になられるとかの話を聞いております。今、管理されている方、耕作者の方も今回2年ということで短い期間の再設定がされておりますが、ご高齢であることで、いつまでできるか分からないというような話も聞いております。その上で今回、要は川辺川事業の償還金の話もありますので、そちらについては所有者の方で負担しますよということで、交替の申し出があっているというのが今回の申し出の背景でございます。

〇〇推進委員

○○県の人の土地ということですか。

事務局係長

そうですね。はい。

〇〇推進委員

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。

〇〇推進委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

ないですか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何かありませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。土地改 良事業参加資格交替について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第18号につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 1 0「その他」となっております。事務局より連絡をお願い します。

事務局係長

その他について説明。

- ○ホームページ用議事録(案)について
- ○第4四半期報酬の確認について
- ○配布資料について
- ○記録簿について
- ○【調査依頼】借り手の掘り起し依頼(2件)

○今年度の農業委員会年間行事計画

議長

委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。総会が終了してからで もかまいませんので何かありましたら事務局の方へお尋ねください。

議長

それでは、次に日程 1 1「今後の行事」に移ります。事務局より説明 をお願いいたします。

事務局係長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程12「閉会」に移ります。以上をもちまして、 農業委員会4月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和4年4月	12 日(火)午前 9 時 55 分終了
議長	_
委員	
委員 _. - 1 <i>4</i> -	